

しょうがい
障害のある人もない人も、

ちいき く
ともに地域で暮らすには」

しょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう む
～障害者差別解消法の施行に向けて～



しりょう かんけい にゆうりよく ぶぶん
資料の「つくり」の関係でふりがな入力できない部分が

あります。

すたっふ もう で
わからないことがあればスタッフにお申し出ください。

いしかりけんいき ちいき いいんかい ちいき すいしんいん
石狩圏域地域づくり委員会 地域づくり推進員

わがつまたけし
我妻 武

じこしょうかい 自己紹介



ねんう しゅっしんち なかがわぐんほんべつちよう
・1958(S33)年生まれ 出身地 中川郡本別町

ねん せきずいしゅよう くるまいす
・1973年 脊髄腫瘍で車イスとなる。

ねん さっぽろしりつ やまのてようごがっこうこうとうぶそつぎよう
・1978年 札幌市立山の手養護学校高等部卒業

ねん ねん ほっかいどうりはびりーいんさつぶにゆうしよ ねんたいしよ
・1979年～1983年 北海道リハビリー印刷部入所 1983年退所
げんざい

現在やっていること

でいーぴーあいほっかいどうぶろっくかいぎぎちよう

・DPI北海道ブロック会議議長

ほっかいどういしかりけんいき ちいき すいしんいん

・北海道石狩圏域地域づくり推進員

えぬぴーおーほうじん さっぽろしょうがいしゃかつどうしえんせんたー らいふりじちよう

・NPO法人 札幌障害者活動支援センター ライフ理事長

た

・その他、いろいろ

しょうがいしゃ しさく 障害者施策のおさらい

ほっかいどう しょうがいしゃじょうれい

北海道障害者条例

しょうがいしゃこしょうそくしんぽう
障害者雇用促進法

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法

しょうがいしやぎやくたいぼうしほう
障害者虐待防止法

はったつしょうがいしやしえんぽう
発達障害者支援法

せいしん ほけん ふくし ほう
精神保健福祉法

ちてきしょうがいしやふくしほう
知的障害者福祉法

しんたいしょうがいしやふくしほう
身体障害者福祉法

ばりあふりー ほう
バリアフリー法

しょうがいしやそごうじょうしえんほう
障害者総合支援法

しょうがいしや きほんほう
障害者基本法

しょうがいしやけいかく さくてい
障害者計画を策定する

しょうがいしや けん り じょうやく
障害者権利条約

に ほんこく けんぽう
日本国憲法

障害者基本法【概要】(昭和45年法律第84号)

第1章 総則

1. 目的(第1条)

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現

2. 定義(第2条)

障害者：
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害(以下、「障害」と総称)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

社会的障壁：
障害がある者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行及び觀念その他一切のもの

3. 基本原則(第3～5条)

- ①地域社会における共生等
- ②差別の禁止
- ③国際的協調

4. 施策の基本方針(第10条)

- 障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的策定、実施
- 国及び自治体は、施策の実施に当たつて、障害者その他関係者の意見を聴き、尊重するよう努力

5. 障害者基本計画等(第11条)

- 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る(国、自治体に策定義務)

国及び自治体の責務／国民の理解／国民の責務／障害者週間(12月3日～9日)／法制上の措置等／障害者白書

第2章、第3章 各則

医療、介護等	年金等	教育	療育	職業相談等
雇用の促進等	住宅の確保	バリアフリー(公共的施設、情報の利用)		
相談等		経済的負担の軽減		
文化的諸条件の整備等		防災及び防犯		
消費者としての障害者の保護		選挙等における配慮		
司法手続における配慮等		国際協力		
障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策				

第4章 障害者政策委員会等

障害者政策委員会

○任務

- ・基本計画に関し、調査審議し、必要に応じて総理又は関係各大臣に意見具申
- ・基本計画の策定に際し、総理に意見具申
- ・計画の実施状況を監視し、必要に応じて総理又は総理を通じて関係各大臣に勧告

○構成(30名以内)

障害者、障害者の自立及び社会参加を支援する事業者並びに学識経験者

都道府県にも審議会その他合議制の機関を設置(市町村にも設置可能)

条約の成立から締結までの日本の取組

2006年12月 国連総会で条約が採択される

2007年9月 日本が条約に署名

2008年5月 「障害者権利条約」の発効

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も踏まえつつ、
国内法令の整備を推進

2011年8月 障害者基本法の改正

2012年6月 障害者総合支援法の成立

2013年6月 障害者差別解消法の成立、
障害者雇用促進法の改正

2013年11月の衆議院本会議、12月の参議院本
会議にて、全会一致で締結が承認



だい かいでいーぴーあいめしきこ たいかい かいかいしき
第5回DPIメキシコ大会開会式



1998年 メキシコシティ



しょうがいしゃけんりじょうやく こくない うごき 障害者権利条約と国内の動き

	国外	国内
1998年	DPIメキシコ大会	
2001年	第56回国連総会においてメキシコが提案し、採択	
2002年 7月 10月	権利条約第1回特別委員会(アドホック委員会)が開催	DPI世界会議札幌大会
2006年12月	第61回国連総会で採択	
2007年 7月 9月		千葉県障害者条例施行 高村外務大臣(当時)が署名
2010年 4月		北海道障害者条例施行
2011年		障害者基本法(改正)
2012年10月		虐待防止法が施行
2014年 1月 2月		条約批准書を寄託 条約が効力を発生
2016年 4月		差別解消法、障害者雇用促進法(改正)が施行

障害者差別解消法の概要

- 6章、本文26条(+附則9条)の構成
 - 第1章 総則(1～5条)
 - 第2章 基本方針(6条)
 - 第3章 差別解消措置(7～13条)
 - 第4章 差別解消支援措置(14～20条)
 - 第5章 雑則(21～24条)
 - 第6章 罰則(25～26条)
- 2016年度施行、施行3年後(2019年)見直し

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法 <平成25年法律第65号>）の

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

(1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

(2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定 ※地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害者差別解消法の概要

- 第1章 総則

- 第1条・目的

「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、
...障害を理由とする差別の解消を推進し、も
って全ての国民が、障害の有無によって分け
隔てられることなく、...共生する社会の実現に
資することを目的とする」

- 障害者権利条約が指し示す **インクルーシブ
社会**の実現に向けて差別解消の推進

障害者差別解消法の概要

- 第2条・定義

「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」

- 包括的な定義（その他の心身の機能の障害）
& 社会モデル（障害及び社会的障壁により...）

いがく もでる しゃかい もでる

医学モデルと社会モデル

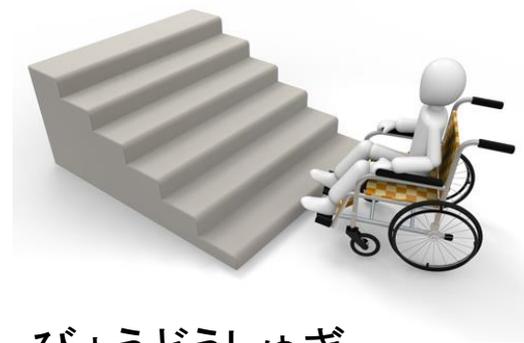
こじん もんだい
個人の**問題**

しょうがい
障害

しゃかい もんだい
社会の**問題**

しょうがいしゃ りはびり
障害者のリハビリ

しゃかいかんきょう かいぜん
社会環境の改善



ふけんしゆぎ
父権主義

ふくし
福祉

びようどうしゆぎ
平等主義

ぱたーなりずむ
(パターナリズム)

しょうひしゃ
(消費者)

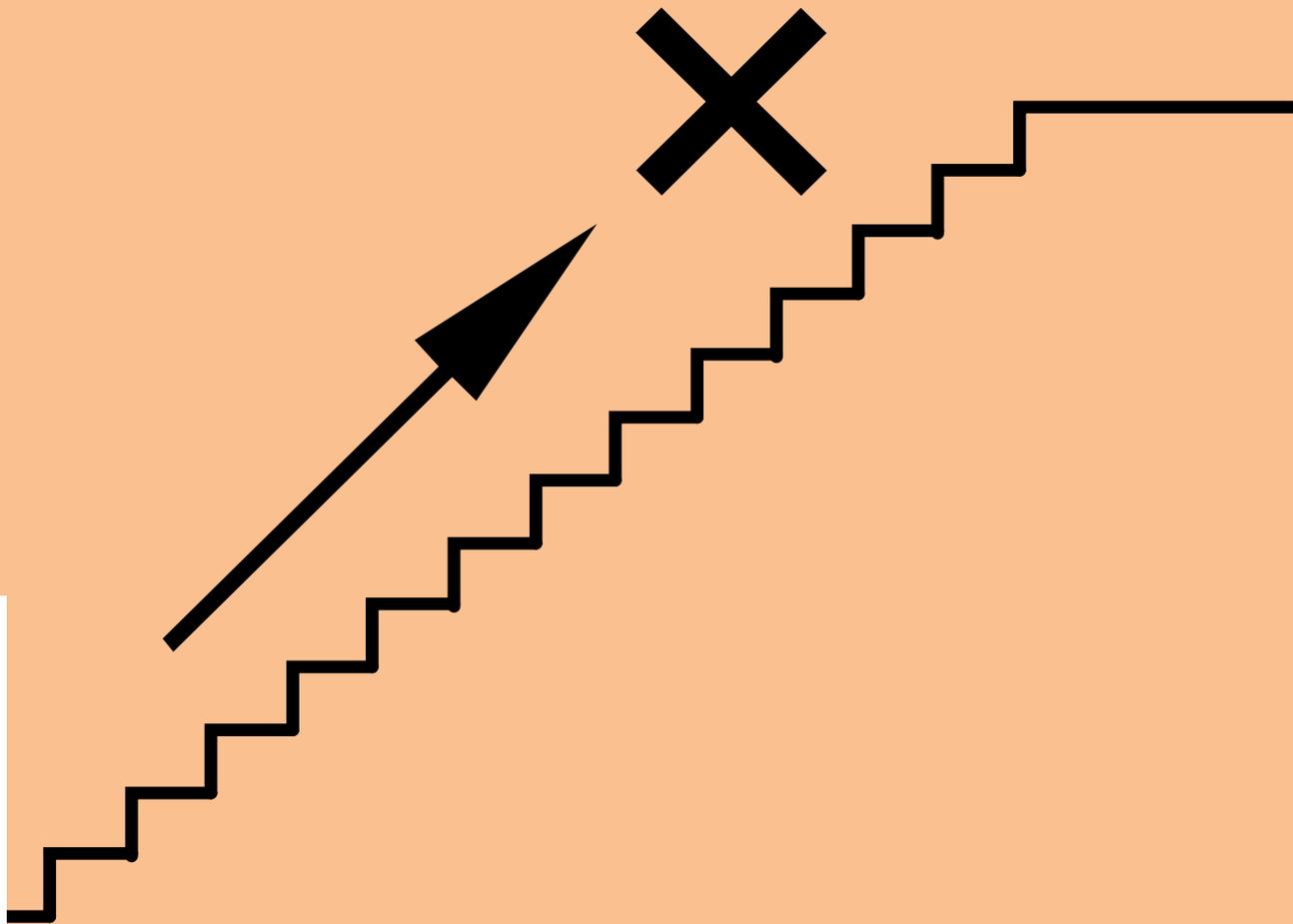
キーワード 合理的配慮

- 障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合の、負担になり過ぎない範囲の、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことである。障害者権利条約第2条に定義がある。
- 合理的配慮は、障害者一人一人の必要性や、その場の状況に応じた変更や調整など、それぞれ個別な対応となる。障害者が合理的配慮を求めた場合、その要求は広く一般の人に法的拘束力を持つ。過度の負担を立証できない限り拒否できない。

かい あ

しょうがい

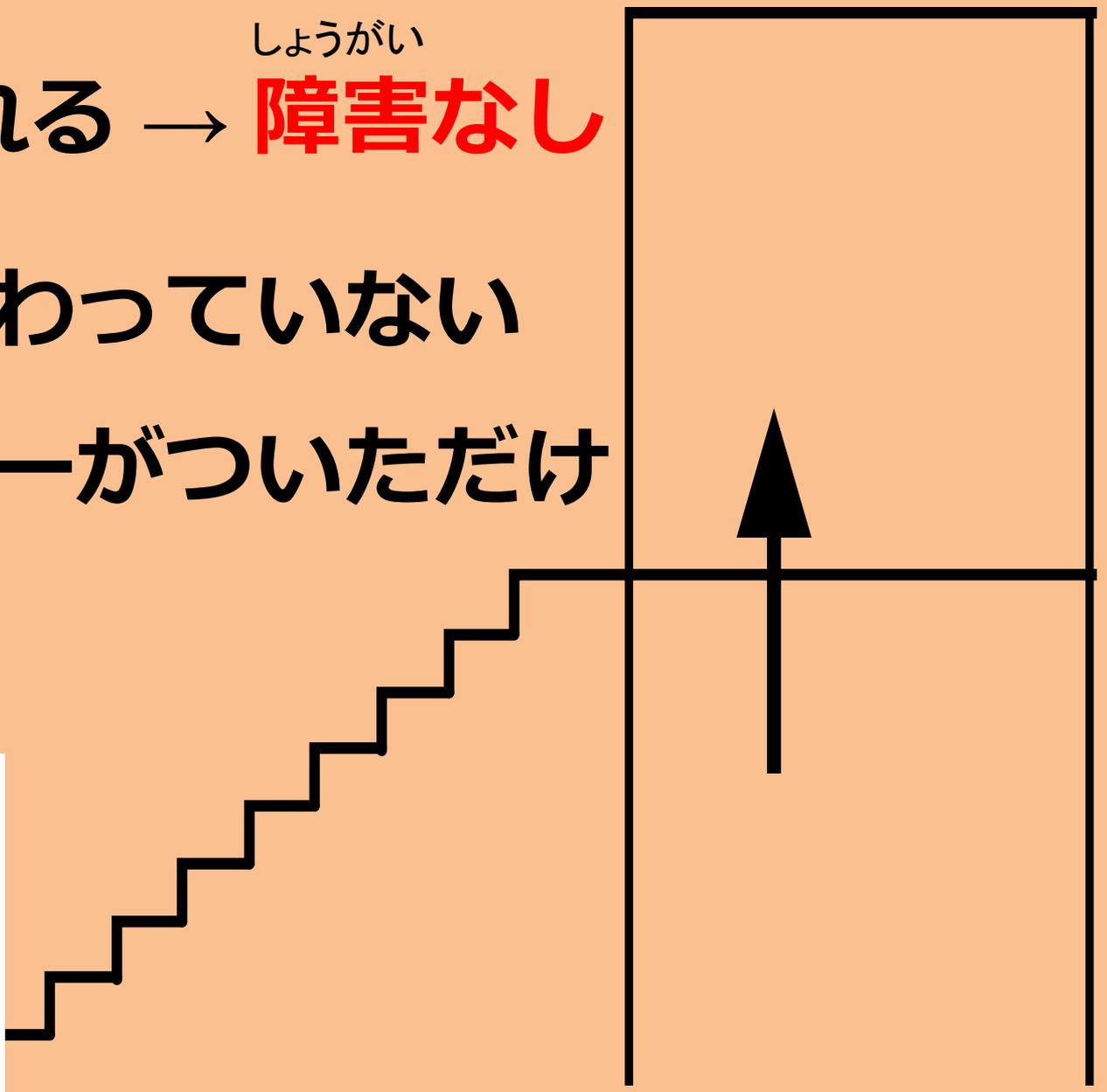
2階に上がれない → 障害あり



かい あ しょうがい
2階に上がれる → 障害なし

わたし なに か
私は何も変わっていない

えれべーたー
エレベーターがついただけ



ごうりてきはいいりよじれい

合理的配慮事例

- えれべーたー　する　ぷ　といれ
エレベーター、スロープやトイレ
- ふあつくす　こみゆ　に　けーしょん　ぼーど　せっち
FAXやコミュニケーションボードの設置
- てんじぶろっく　おんせいがいど
点字ブロックや音声ガイド
- くるまいす　かしだし
車イスの貸出
- えきいん　さぼーと　じんてき　たいおう
駅員のサポート(人的な対応)
- くるまいす　ふいってんぐる　む
車イスのフィッティングルーム
- しょるい　るび　いらすと
書類のルビやイラスト

しゃかい もでる かんが かた 社会モデルの考え方

あし うご ある
足が動かない 歩けない

きのうしょうがい しょうがい いがく もでる
→ **機能障害** これを障害とするのが**医学モデル**

かいだん くるま あ
階段しかない 車いすでは上がれない

しゃかいてきしょうへき しゃかいてきしょうへき せいげん
→ **社会的障壁** 社会的障壁 による制限

しゃかいもでる かんが かた
社会モデルの考え方

しょうがい こじん しゃかい かんきょう
障害は個人にあるのではなく、**社会の環境にある**

ぜっぺき

けんじょうしゃ

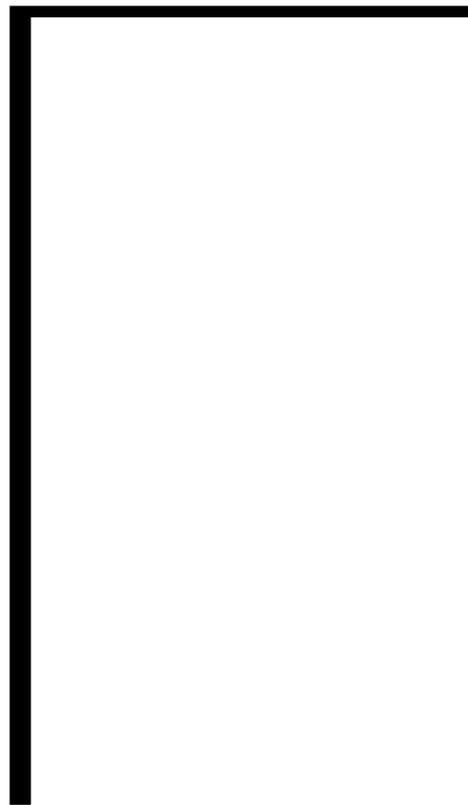
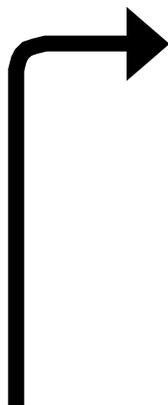
絶壁では「健常者」が

あ

上がれない →

しょうがい

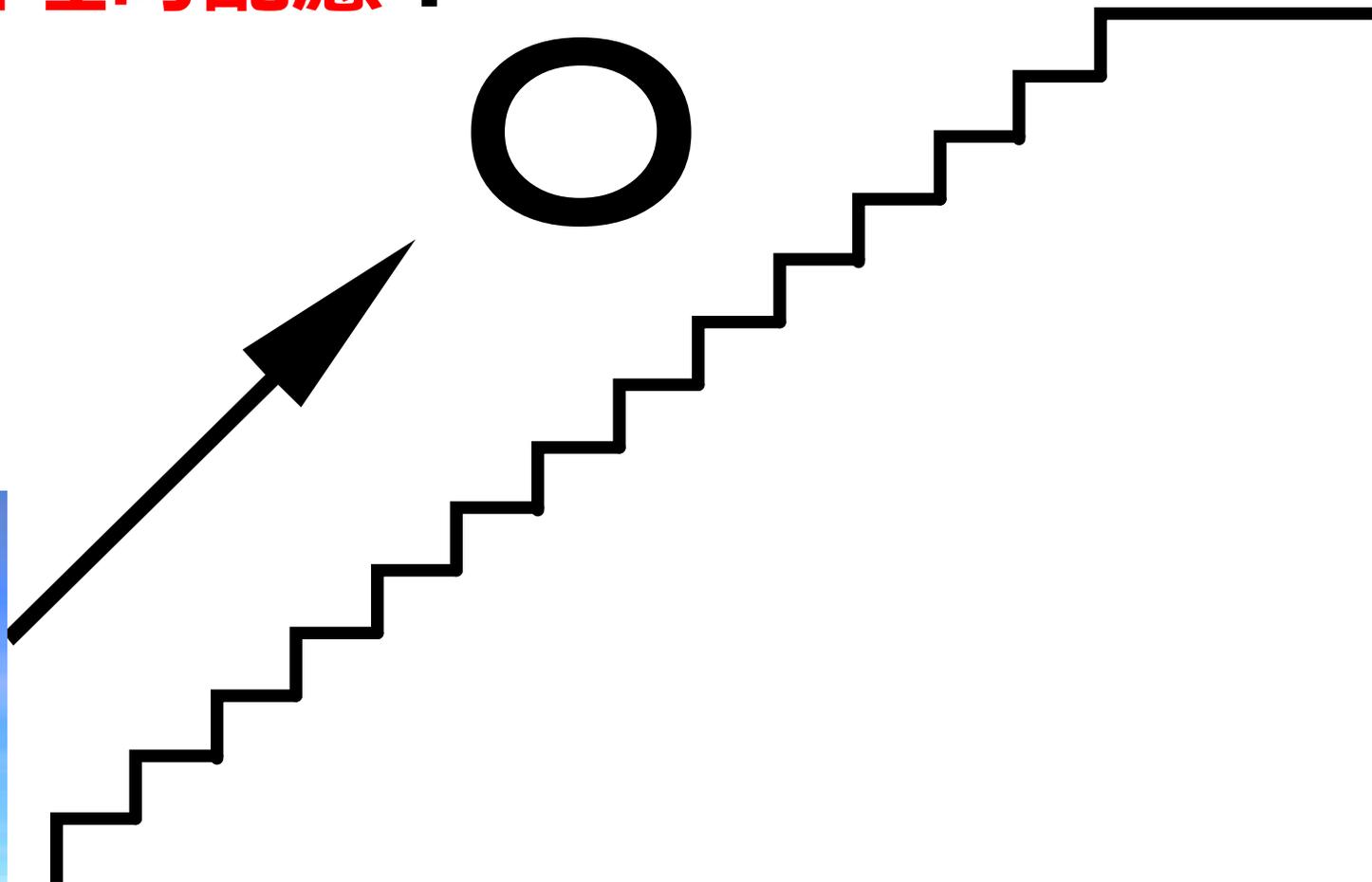
障害あり



かいだん
階段があれば 2 階に上がれる → しょうがい
障害なし

ごうりてきはいいりよ

これが合理的配慮！



ごうりてき はいりよ

合理的配慮とは？

おな きかい ていきょう ひつよう はいりよ
同じ機会を提供するために必要な配慮

しょうがいしゃ とくべつ けんり
障害者だけの特別な権利？

けんじょうしゃ ごうりてき はいりよ
「健常者」にも合理的配慮はたくさんありますよ。

かいたんいがい どあ はば つくえ たか
階段以外にもドア幅は、机の高さなどなど

けんじょうしゃ かい あ たてもの
「健常者」が2階に上がれない建物はない

けんちくきじゅんほう けんじょうしゃ ごうりてき はいりよぎむ
建築基準法で「健常者」への合理的配慮義務

けんじょうしゃ ごうりてきはいりよ
「健常者」への合理的配慮はすでにされている

エレベーター、スロープやトイレ



かいだんしょうこうき
階段昇降機



エレベーター
エレベーター



おしきすろぷ
折りたたみ式スロープ



しんごうき はいりよ
信号機の配慮

ほ こう しゃ し えんしんごう き
歩行者支援信号機

はんしゃ て ー ぷ はんのう
反射テープに反応

おんせい あんない
音声で案内する



おんきょうしきしんごう き
音響式信号機

ぴよぴよ とうざい
ピヨピヨで東西

かっこう なんぼく
カッコウで南北



かいぎ さんしょく かーど 会議での三色カード



しょうがいしゃせいど かいかくすいしんかいぎ つか かーど
障害者制度改革推進会議で使われたカード

かいぎ しん こう かんが
会議の進行を考える

い え ろ - か - ど
○イエローカード

すこ はな
もう少しゆっくり話して

ぶ る - か - ど
○ブルーカード

はなし どう い
話に同意

れ っ ど か - ど
○レッドカード

はな す と っ ぷ
話をストップして

どうしましたか?



MAY I HELP YOU?

コミュニケーション支援ボード
Communication support board
커뮤니케이션 지원 보드 / 交流支援板

主催：明治安田こころの健康財団
協力：警察庁
協賛：社団法人 東京保身部
後援：全国特別支援学校の障害教育校長会

무슨 일이세요? 怎么了



おとした
I lost something.
떨어뜨렸다 / 丢东西了



ひろった
I picked it up.
주웠다 / 捡到了



とられた
It was taken.
빼앗겼다 / 被拿走了



トイレ
Toilet
화장실 / 厕所



のみたい
I am thirsty.
목이 말라요 / 口渴了



電話してほしい
Please call me.
전화해 주세요 /
帮我打个电话



まいごになった
I am lost.
길을 잃었다 / 迷路了



みちをおしえて
Please show me the way
길을 가르쳐 주세요 /
请告诉我怎么走



きぶんがわるい
I feel ill.
몸이 아프고 불쾌하다 / 不舒服



やめて
Please stop
그만두어 / 停止



わからない
I don't understand
모른다 / 不明白



すごくいたい
terribly painful.
몹시 아프다 /
痛得厉害



なぐられた
I was hit.
맞았다 / 被打了



ちかんにあった
I was sexually molested.
치한을 만났다 / 遭到非礼



こうつうじこにあった
I was in a traffic accident.
교통 사고를 당했다 /
遭到交通事故



はい・ある
Yes / I have it.
네 / 是



いいえ・ない
No / I don't have it.
아니오 / 不是



すこしいたい
a little painful.
조금 아프다 /
有点痛



いたくない
not painful.
아프지 않다 /
不痛

障害者差別解消法の概要

- 第2条・定義 社会的障壁
- 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような 社会における
- 事物 一 階段しかない駅、段差のある建物など
- 制度 一 障害を理由にした欠格条項など
- 慣行 一 議会傍聴で白杖取り上げなど
- 観念 一 グループホームへの反対運動など
- その他一切のもの

- 第5条 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備
- 「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」

- 第2章 第6条 基本方針
政府全体で作成し、閣議決定→ガイドラインに
- 基本方針に含まれる内容
 - ・差別解消推進施策の基本的な方向
 - ・行政機関等が講ずべき措置に関する基本的事項
 - ・事業者が講ずべき措置に関する基本的事項
 - ・その他重要事項
- 意見聴取
障害者その他の関係者、障害者政策委員会

- 第3章 差別解消措置
- **二つの禁止規定**～第7条(行政機関等)、第8条(事業者)
 - ・ 作為的差別である「**差別的取扱い**」
 - ・ 不作為の差別である「**合理的配慮の不提供**」
- 第7条、8条**差別的取扱い**→行政機関等・事業者ともに法的義務
- 第7条-2、8条-2 **合理的配慮**→行政機関等＝法的義務、事業者＝努力義務(ただし、雇用は事業者も法的義務)

- **第9条～11条 ガイドライン**(対応要領・対応指針)
 - ・第9条 国等の職員対応要領
 - ・第10条 地方公共団体等の職員対応要領
 - ・第11条 事業者のための対応指針
- **基本方針に則し、障害者その他の関係者からの意見を反映させて作成**
- **第12条 報告徴収・助言・指導・勧告**
事業者に対して、対応指針に定める事項に関する行政措置～虚偽報告等悪質な場合は罰則

- 第4章 差別解消支援措置
- 第14条 相談及び紛争の防止等のための体制整備
- 第15条 啓発活動
- 第16条 情報収集
- 第17条 障害者差別解消支援地域協議会
- 国・行政機関+NPO+学識経験者+事業者等で構成
- 「制度の谷間」「たらいまわし」が生じない体制構築
- 必要な情報交換、差別解消の取り組みの協議

障害者差別解消法・基本方針の策定

- 第2期・障害者政策委員会（2014年9月～）
- 障害者差別解消法 基本方針案の議論
- 9月22、29日 事業団体ヒアリング
- 10月20、27日 基本方針素案に関する議論
158項目に及ぶ意見が委員から寄せられた
- 急きょ追加された政策委員会（11/10）
11～12月パブリックコメント－1097件の意見
- 2015年2月24日 閣議決定→対応要領・指針づくりに

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（概要）

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

2 基本的な考え方

- (1) 法の考え方
- (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係
- (3) 条例との関係

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- (1) 障害者
- (2) 事業者
- (3) 対象分野

2 不当な差別的取扱い

- (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- (2) 正当な理由の判断の視点

3 合理的配慮

- (1) 合理的配慮の基本的な考え方
- (2) 過重な負担の基本的な考え方

第3, 4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

2 対応要領／対応指針

- (1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き
- (2) 対応要領／対応指針の記載事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

3 啓発活動

- (1) 行政機関等における職員に対する研修
- (2) 事業者における研修
- (3) 地域住民等に対する啓発活動

4 障害者差別解消支援地域協議会

- (1) 趣旨
- (2) 期待される役割

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

- (1) 情報の収集、整理及び提供
- (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

対応要領・対応指針作成の動き

- 各省庁ごとの**対応要領**
- 各事業分野ごとの**対応指針**(主務大臣作成)
→ともに**2015年度上半期中**に作成予定
- 障害者等から意見反映のための**合同ヒアリング**
2015年7月13 14 29 31日と開催
→対応要領案、指針案
- 国交省、文科省での**検討会**、厚労省**ヒアリング**
- 各省庁**パブリックコメント**→**対応要領・指針順次確定**
- 各自治体の**対応要領**作成の動き

対応要領・指針案パブリックコメント

- 内閣府、厚労省、文科省、国交省、経産省、農水省をはじめ、宮内庁、防衛省含め、**ほぼ全省庁**で作成
- いずれも基本事項については**基本方針を踏襲**
- **具体事例**で各省庁ごとの特色
- **内閣府対応要領**—**正当化理由、過度な負担の解釈**
 - ・ 正当な理由に相当するか否かについて、**具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく...**

障害者差別解消法 北海道の取り組み

○障害者差別解消法 北海道の取り組み

	差別取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等 (各種委員会、地方独立行政法人含む)	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	努力義務

○具体的な取り組み

	項目	国	地方公共団体	時期
1	基本方針の策定	閣議決定	—	H27.2
2	対応指針	義務	—	
3	職員対応要領	義務	努力義務	
4	相談・紛争解決の体制整備	義務	義務	
5	障害者差別解消支援地域協議会	—	できる規定	
6	啓発活動	義務	義務	

○道の取組状況

北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会の意見を伺いながら取組を推進

項目	これまでの取組	具体的な取組
①職員対応要領	<ul style="list-style-type: none">・道庁内WGの立上げと検討・骨格案作成・事例収集のためのアンケート・関係団体意見聴取	「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」(職員対応要領)の策定 (H27年12月)
②相談・紛争解決の体制整備	<ul style="list-style-type: none">・一般相談は地域づくり委員会の活用を基本に検討	各圏域の地域づくり委員会で対応 (H28年4月～)
③障害者差別解消支援地域協議会	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり委員会の活用を基本に検討	各圏域の地域づくり委員会で対応 (H28年4月～)
④啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・差別解消法パンフレット作成・道民フォーラムの開催(7/17札幌、10/31釧路、11/3旭川)	<ul style="list-style-type: none">・パンフレット作成と配布(H27年3月)・ポスター作成配布・各種広報媒体の活用
⑤北海道障がい者条例の見直し	<ul style="list-style-type: none">・差別解消法に伴う規定の整備を中心に検討	平成28年第1回定例道議会提案予定

【2014年3月】

障害者差別に関する条例の制定状況等

任

- 制定済み
- 制定済み(未施行)
- 検討中
- 体制整備事業実施予定

北海道 (H21.3制定, H22.4施行)
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

新潟市 (検討中)

京都府 (H26.3制定, H27.4施行)
京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

岩手県 (H22.12制定, H23.7施行)
障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

茨城県 (検討中)

長崎県 (H25.5制定, H26.4施行)
障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例

千葉県 (H18.10制定, H19.7施行)
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 ※浦安市にさいたま市 (H23.3制定, H23.4施行)
さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

熊本県 (H23.7制定, H24.4施行)
障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

別府市 (H25.9制定, H26.4施行)
別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例

八王子市 (H23.12制定, H24.4施行)
障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

沖縄県 (H25.10制定, H26.4施行) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例

鹿児島県 (検討中)



地域協議会、差別禁止条例

- 差別解消支援措置として、啓発や情報収集。
「差別解消支援地域協議会」→指針、手引き案
- 2006年の千葉県での**条例制定**を皮切りに
北海道、岩手県、さいたま市、熊本県、八王子市、
長崎県、別府市、沖縄県、京都府、茨城県、鹿児島
県で制定。富山県、奈良県をはじめ、さらに広がる
- 山形県、愛知県、大阪府、兵庫県、宮崎県
仙台市、新潟市、明石市、神戸市**などで制定予定**

- 「差別の定義」や「障害のある女性等の複合的差別」等、それぞれの自治体の特色を行かした「**上乘せ・横出し**」条例を
- **条例の中で**「紛争解決のための斡旋・助言のための機関や委員会」設置を根拠づければ、地域協議会を補完できる
- →今後、各地の取り組みが、差別解消法の施行や3年後見直しに大きな影響を与える

重要な社会全体での取り組み

- 「福祉」に限らない人権問題として、社会全体で
- 合理的配慮と意思表示、建設的対話
 - ーエンパワメントと権利教育の重要性
- グループホーム等のコンフリクト解消など啓発活動
- 実効性ある紛争解決の仕組み
 - ー横断的な構成員からなる地域支援協議会
- 合理的配慮のための環境整備
 - ～バリアフリーや情報アクセシビリティの向上
- インクルーシブ社会は社会を活性化させるチャンス

ほっかいどう

しょう

しゃ じょうれい

がいよう

北海道障がい者条例の概要

I ^{ほっ かい どう しょう}北海道障がい者^{しゃ じょう れい}条例の^{もく てき どう}目的等

II ^{し さく}施策の^{はしら}3つの柱

i ^{ち い き}地域づくりの^{すい しん}推進

ii ^{しょう}障がい者^{しゃ}に対する^{たい}就労^{しゅう ろう}の^{し えん}支援

iii ^{けん り よう ご}権利擁護

さんこう ^{しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう} 障害者虐待防止法、^{しょうがいしゃさべつかいしょうほう} 障害者差別解消法

I 北海道障がい者条例の目的等

名称 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
(略称 北海道障がい者条例)

公布日 平成21年 3月31日
施行日 平成21年 3月31日 (第1、2、9章)
平成21年10月 1日 (第3章)
平成22年 4月 1日 (第4～8章 全面施行)
※ 平成24年3月30日、平成25年4月1日 一部改正

条例の目的 (北海道障がい者条例 第1条)

この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、(略) もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

◆ 条例に基づく施策の実施に当たっての基本的考え方

「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に配慮しながら、条例に基づく施策の推進を図ります。

- I 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- II 地域の課題解決力を高め、障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- III 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- IV 条例に基づく施策の実施状況等を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。

1 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます。

- 地域づくりガイドラインの作成
- 地域づくりコーディネーターの配置



2 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します。

- 北海道障がい者就労支援推進委員会の設置
- 就労支援推進計画の作成
- 障がい者就労支援企業認証制度
- 指定法人制度



3 障がい者の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます。

- 虐待、差別及び不利益扱いの禁止
- 立入調査・改善指導・勧告等の重大な権利侵害に対する強制措置



- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の設置
- 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の設置

II 施策の3つの柱

i 地域づくりの推進

■ 条例に基づく道の取組み

- 市町村レベルで求められる障がい者支援機能に関する基本的指針として「地域づくりガイドライン」を策定。

〔ガイドライン事項 条例第23条〕 相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、地域資源等の把握、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、など

- 市町村が進める地域の相談支援体制づくりを支援する「地域づくりコーディネーター」を21障害保健福祉圏域に配置。

〔めざす姿〕

障がい者が安心して暮らすことができる地域の相談支援体制づくり

- 日常生活の中での困りごとから発生するニーズをしっかりと受け止める相談窓口
- 地域の様々な支援を行っている事業者や関係者が連携し、ニーズに添った必要な支援につなぐネットワーク（地域自立支援協議会）

II 施策の3つの柱

iii 権利擁護

地域づくり委員会が虐待や差別、地域の暮らしづらさなどについて、中立公平な立場から関係者との話し合いにより課題の解決をめざします。

■ 地域づくり委員会の構成等

- 1 地域づくり委員会の委員は、障がい者、地域住民、学識経験者、行政機関の職員のうちから、10名以内の委員を知事が委嘱します。
- 2 地域づくり推進員は、条例第46条の規定に基づき地域づくり委員会を主宰（第46条）し、調査（第47条）、指導や知事に改善勧告を行うよう求める（第48条）といった役割を担い、知事が任命します。
- 3 地域づくり委員会は、地域づくり推進員と地域づくり推進員が指名した3名以上の委員により、事案ごとに組織されます。
ただし、虐待や重大な権利侵害などに該当する事案では、地域づくり推進員は、5名以上の委員を指名し、地域づくり委員会を開催しなければなりません。

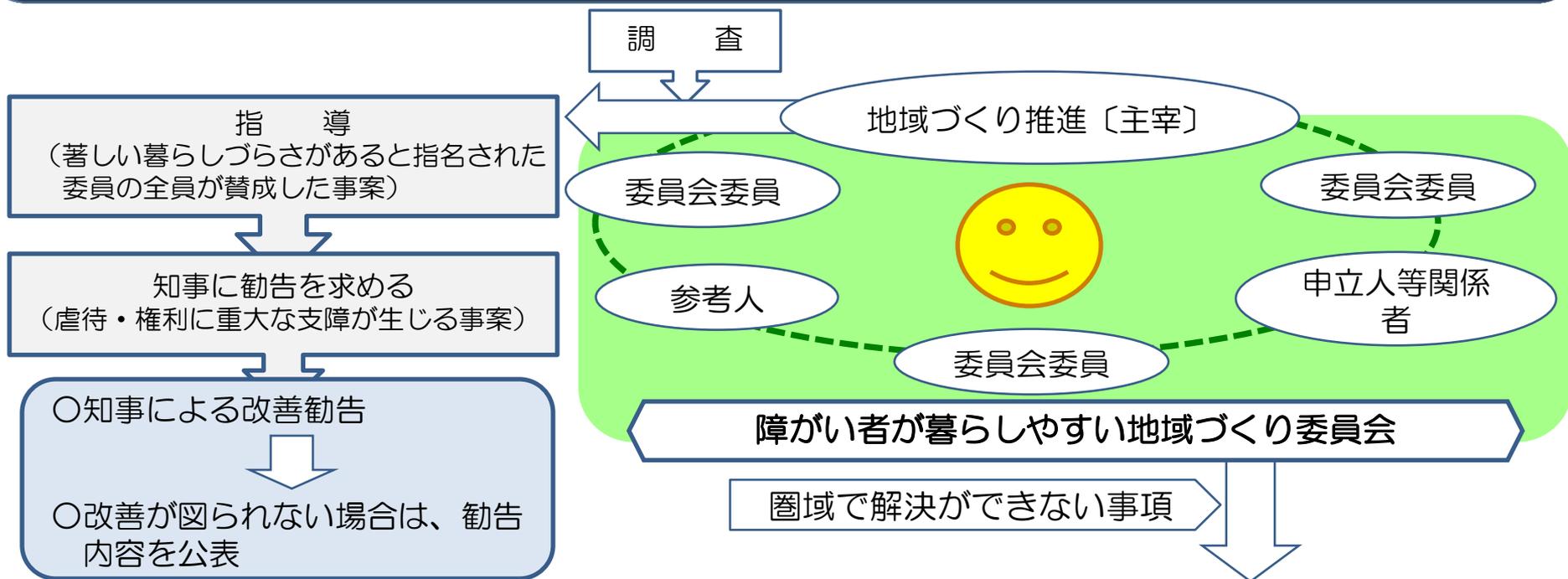
■障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第7章）

○総合振興局（振興局）の14圏域ごとに設置

○協議事項

- ・サービス、差別や虐待（虐待防止法によるものを除く）、障がい者の暮らしづらさに関すること

○事務局は総合振興局（振興局）社会福祉課



■北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第8章）

【組織】知事（本部長）、副知事、各部長等、学識経験者

【所掌事項】

- ・暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進
- ・各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項
- ・障がい者施策の推進に関し必要な事項

＜調査部会＞

- 学識経験を有する者のうちから知事が任命
- 各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項を審議

■ 地域づくり委員会の運営上の基本的考え方

- 千葉県が実施した県民へのアンケート調査結果（H16.9）
「憎悪や悪意によって、意図的に心ない暴言や虐待などが行われている事例は必ずしも多くはなく、むしろその大半は、障害のある人、あるいは障害そのものに対する理解がないこと、あるいは誤解や偏見により、無意識に行われているものである。」
- 内閣府「障がいを理由とする差別等に関する意識調査」（H21.4）
 - ・ 障がいを理由とする差別がある、少しはあると思う。 91.5%
 - ・ 障がいを理由とする差別は、無意識、どちらかというとな無意識に行われていると思う。 65.3%
(意図的、どちらかというとな意図的と思う。 28.3%)

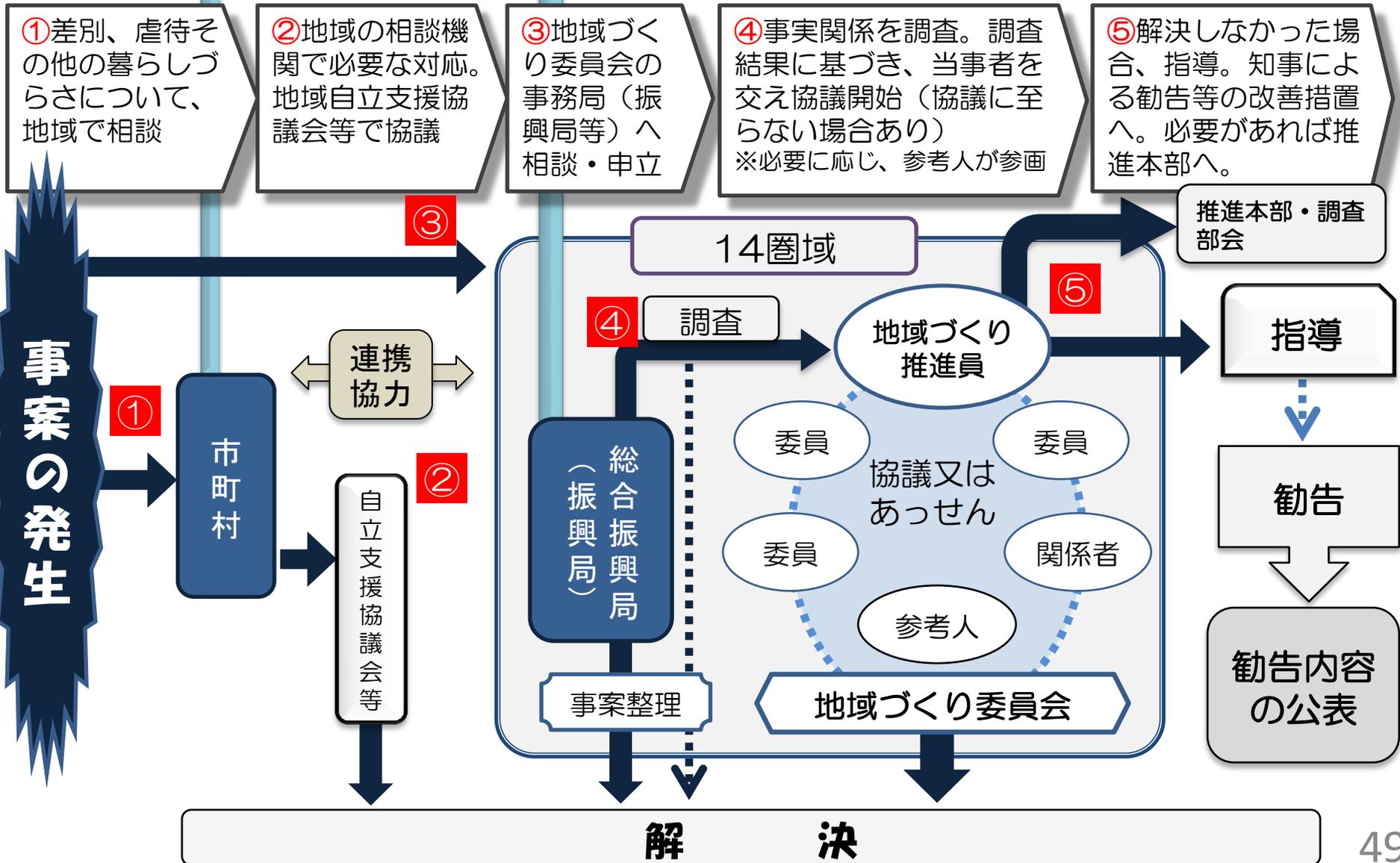


- 1 関係者との話し合いによる解決を原則とする。
- 2 いたずらに対立をあおるのではなく、協議又はあっせんをとおして障がい特性や障がい者に対する理解の促進を図る。

- 3 虐待や重大な権利侵害等を含む悪質な事案に対しては、指導、勧告、勧告内容を公表するといった権限の行使。

差別・虐待などの事案への対応の流れ

障害者虐待防止法に基づく事案については、法に基づき対応



じれい
事例から



その他

地域づくり委員会で対応した例

○ 電動車イス使用者が単独で路線バス(ノンステップバス)に乗車しようとして、介助者の同伴を求められた。

○ 聴覚障がいの方への警察の対応について

○ 杖歩行の方がお店の方から暴言？

○ 知的障害者の方が会社から虐待？



ない かく ふ
内閣府

Cabinet Office, Government of Japan

- ごう り てき はい りよ とう ぐ たい れい 合理的配慮等具体例データ集 しゅう
- ごう り てき はい りよ さ 合理的配慮サーチ ち
- しょう がい 障害の種別から探す しゅ べつ さが
- せい かつ 生活の場面から探す ば めん さが